3　法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十一条の六第一項第一号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十六条　令第十条第九項第三号（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び同条第十四項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

［一～三　略］

2　令第十条第十四項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であって、次に掲げる者（同条第十一項第三号に規定する法人を除く。）とする。

［一・二　略］

3　［略］

（組合又は連合会と特殊の関係のある者）

第十七条　法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の当該組合又は当該連合会と主務省令で定める特殊の関係のある者は、当該組合又は当該連合会の子法人等（農林水産大臣及び金融庁長官が定める者を除く。次条第二項第二号及び第二十条の二において同じ。）とする。

［号を削る。］

［号を削る。］

（法第十一条の十一第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第十八条　［略］

2　前項に規定する「合算信用供与等総額」とは、次の各号に掲げる額の合計額をいう。

一　前項の組合又は連合会について第十五条第一項及び第二項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　前項の組合又は連合会の子法人等について第十五条第一項及び第二項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　略］

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十九条　第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号（同条第十六項において準用する場合を含む。）及び同条第十五項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。）」と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2　［略］

2　法第十一条の十一第一項本文に規定する自己資本の額は、法第十一条の六第一項第一号（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に従い算出される自己資本の額について農林水産大臣及び金融庁長官が定めるところにより必要な調整を加えた額とする。

（信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十六条　令第十条第九項第三号（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び同条第十三項第四号の主務省令で定める理由は、次に掲げる理由とする。

［一～三　同上］

2　令第十条第十三項第二号の主務省令で定める債務者等は、漁業生産力の増進及び水産業経営の安定化に寄与する事業のための貸付金に係る債務者であって、次に掲げる者（同条第十一項第三号に規定する法人を除く。）とする。

［一・二　同上］

3　［同上］

（組合又は連合会と特殊の関係のある者）

第十七条　法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。以下同じ。）の主務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

一　当該組合又は当該連合会の子法人等

二　当該組合又は当該連合会の関連法人等

（法第十一条の十一第二項の規定の適用に関し必要な事項）

第十八条　［同上］

2　［同上］

一　前項の組合又は連合会について第十五条第一項の規定により計算した単体信用供与等総額

二　前項の組合又は連合会の子法人等及び関連法人等のそれぞれについて第十五条第一項の規定の例により計算した信用の供与等の総額

［3・4　同上］

（合算信用供与等限度額を超えることとなるやむを得ない理由がある場合）

第十九条　第十六条第一項の規定は、令第十条第十項第四号（同条第十五項において準用する場合を含む。）及び同条第十四項第五号の主務省令で定める理由について準用する。この場合において、第十六条第一項第一号及び第二号中「当該組合又は当該連合会」とあるのは「当該組合又は当該連合会及びその子会社等（法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する子会社等をいう。）」と、同項第二号中「出資総額」とあるのは「出資総額又は資本金」と、「自己資本の額」とあるのは「自己資本の純合計額」と、「信用供与等限度額」とあるのは「合算信用供与等限度額」と、「法第十一条の十一第一項本文」とあるのは「法第十一条の十一第二項前段（法第九十二条第一項、第九十六条第一項及び第百条第一項において準用する場合を含む。）」と読み替えるものとする。

2　［同上］